

## 山下居留地遺跡

(横浜市中区No.21遺跡)

調査期間 20080716～20081015

所在地 横浜市中区山下町

時代

縄文  
古墳  
近世～近代



作成日:20090513

### 概要

調査は、独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社による横浜山下町地区第一種市街地再開発事業(B1 地区)に伴う事前の発掘です。

山下居留地遺跡は、神奈川県横浜市中区山下町に所在し、開港当初つくられた外国人居留地にあたります。

地表面での標高は 3.5mで、大岡川河口部に形成された浅い内海を区画する砂嘴(さし)の上に立地する遺跡です。

外国人居留地は、1858(安政 5)年の日米修好通商条約など欧米 5ヶ国との条約により、1859(安政 6)年の開港から1899(明治 32)年に発効した日米通商航海条約によって廃止されるまで約 40 年間に亘って存続した制度です。

開港当初、外国人は居留地と呼ばれる開港場の一定区域に限って商取引を行い、邸宅を構えることが認められました。

横浜外国人居留地は、山下(関内)地区及び山手地区にあり、特に山下町一帯は日本の近代化に大きな役割を果たした外国商館が多数建設された区域ですが、1923(大正 12)年の関東大震災により甚大な被害がもたらされ、居留地のほとんどの建物が倒壊しています。

今回の調査地点は、幕末から明治時代の地番による 48番・54番・55番の大部分と 53番及び駿河町通りの一部が該



▲ラムネ瓶



▲炭酸水瓶

当します。

発掘調査では外国商館に関連すると考えられる遺構や遺物などが出土しています。



▲煉瓦